

## 辰野地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
辰野町	辰野地区(唐木沢、上島、今村、小横川、宮所、宮木、宮木高畑、新町、神戸、向袋、下辰野、上辰野)	令和 3年 3月19日	令和 3年 3月19日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	195ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	113.06ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	166ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.4ha
(備考)有害鳥獣の被害が多く更に対策が必要。大型機械が通れない道が多く農作業道路の拡幅が必要。	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化が進み農業だけでは生活が難しいことから後継者の確保が出来ない。更に担い手も不足しており、今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</li> <li>・地区内の農地には大型機械が入ることのできないなど道路等基盤整備の状況が十分でなく、耕作条件が悪い農地が多数存在している。農作業や維持管理が難しいことから農業を続けることが難しく、担い手への集積の妨げにもなっている。また、水路の維持経費の負担も大きく、鳥獣被害(特にサル)に遭う農地も多く耕作意欲の減退が心配される。</li> <li>・担い手であるたつの営農にも農地を集約したいが、近い将来には組合員も高齢化し農地の維持も出来なくなるため体制強化や支援がなければ難しい。</li> <li>・面積の集約化は進みつつあるが、担い手ごとに団地化しておらず作業効率が悪い。</li> <li>・地区によっては家屋も多く存在し、農作業に適していない農地も多い。</li> <li>・担い手であっても経営にゆとりがない。</li> </ul>
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

辰野全体では地区の認定農業者を中心にして、農地の有効利用を図っていく。また、たつの営農辰野支部で、水稻・そば等を生産して、農作業に係る共同作業を行い、共同販売経理を行い、地域の農地の集積と集約化を図る。
辰野地区全体の農地利用は、中心経営体である集落営農組織と法人に加え、認定農業者3経営体と新たに認定を受けた認定新規就農者1経営体、基本構想水準到達者1経営体が担っていく。 担い手に集積されない個々に所有する農地については自給的、副業的農家が引き続いて守っていく。
宮木、上辰野、下辰野集落については町内でも宅地化が進み、最も人口が多く宅地と農地が混在する地域となっている。この地域の南側に位置する新町・神戸集落についても、宅地化が進む地区を別とし、基盤整備が行われたエリア内の農用地を優先的に中心経営体に集積して守っていく。
神戸集落について中山間地域直接支払事業や多面的機能支払交付金事業の補助金を活用しながら、地域と認定農業者と協力して農地の維持管理を行い、中心経営体である集落営農組織と認定農業者1経営体、基本構想水準到達者1経営体に集積していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

**中心経営体について**

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
農法	A	水稻・そば	4.6 ha	水稻・そば	5 ha	町内全地区
認農法	B	水稻	5.4 ha	水稻・そば・麦	6 ha	町内全地区
認農	C	水稻	5.8 ha	水稻・果樹・花卉	6.8 ha	辰野・羽北地区
到達	D	水稻	5.9 ha	水稻	5.9 ha	辰野地区
認農	E	水稻・そば・野菜	1.8 ha	水稻・そば・野菜	2 ha	辰野・朝日地区
認就	F	野菜	0.3 ha	野菜・水稻	0.5 ha	川島・辰野地区
計			23.8 ha		26.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。  
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。  
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

**4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)**

<p>地元の若い人は農業から離れるが、都会から移住を希望する人のなかに農業に興味がある人がいるため農業を引き継ぐ可能性がある受け手と位置づけ、貸し手と結びつけるような調整が必要。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針                  地域による鳥獣害対策を継続して取り組んでいく。(侵入防止柵の維持管理や新規設置、捕獲用の檻、わなの設置と管理)</p>
<p>担い手等に対して国県の各種補助金を利用して支援するとともに、町独自の支援についても拡充していく必要がある。</p>
<p> </p>

**農地の貸付け等の意向(任意記載事項)**

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			